

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和7年（2025年）3月19日（水）

開会 午後2時

閉会 午後2時30分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（17人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

10番 早川峰子

11番 小島康嗣

12番 小野直之

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

北地区 小野剛憲

北地区 山中正直

南地区 大村泰誉

南地区 井村真道

3 欠席委員（1人）

南地区 今津英伸

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱田 融

統括主任 平松久知

主 任 葛西真美

主 事 菅家健司

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、3月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は12人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は5人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号10番早川峰子委員、同じく11番小島康嗣委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第13号「農地法第3条(委員会)」のうち申請番号405号を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第13号「農地法第3条(委員会)」のうち申請番号405号1ページを説明させていただきます。

件数は1件、畑451㎡です。

申請番号４０５号は、経営規模を拡大するための３条許可申請でございます。
以上です。

（会 長）

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４０５号について、櫛委員お願いします。

（櫛委員）

申請番号４０５号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（坂真知委員）

理由が東京在住のため耕作できないのであれば、所有農地はすべてでないとおかしいのではないか。

（事務局）

他にも所有筆はあるが、契約の決まったところから申請しているのではないかと
思われる。

（澤木委員）

私も現地を見たが、きちんと管理はされていた。

（坂真知委員）

あっせん希望がないのはおかしいのではないか。「理由を耕作できないため」に変更した方がよいと思われる。

（事務局）

申請書を訂正します。今後についても注視していきます。

（会 長）

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採
決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（会 長）

御異議なしと認めます。よって申請番号４０５号は許可することに決定いたし

ました。

(会 長)

続きまして、関係委員の案件である申請番号417号に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、樋順一委員の退席を求めます。

(樋順一委員 退席)

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第13号「農地法第3条(委員会)」のうち申請番号417号1ページを説明させていただきます。

件数は1件、畑319㎡です。

申請番号417号は、経営規模を拡大するための3条許可申請でございます。

以上です。

(会 長)

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきますが、荒尾地区担当委員が関係委員であるため、代理で申請番号417号について、澤木委員お願いします。

(澤木委員)

申請番号417号については、申請地を現地確認したところ、よく手入れされ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第13号は全て、許可することに決定いたしました。

(樋順一委員 着席)

(会 長)

日程４ 議案第１４号「農地法第４条（知事）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第１４号「農地法第４条（知事）」２ページを説明させていただきます。

件数は１件で、田２３１㎡です。

申請番号４１９号は、昭和４５年頃から住宅敷地の一部として利用しており、相続があった時のために登記簿、家屋台帳を整理していたところ、申請地が違反転用とわかったため是正するものです。始末書付きで申請があったものです。農地区分は、第１種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４１９号について、井村委員お願いします。

(井村委員)

申請番号４１９号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第１４号は、許可相当の意見を付して進達することに決定いたしました。

(会 長)

日程５ 議案第１５号「農地法第５条（知事）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第15号「農地法第5条（知事）」3ページから4ページを説明させていただきます。

件数は4件で、田1, 522㎡、畑1, 798㎡、合計3, 320㎡です。

始めに、申請番号391号は、園児送迎駐車場として、申請地を利用していたが、違反転用とわかり是正するものです。農地区分は、第3種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号422号は、現在、農業を中心に生計を立てているが、物価高により耕作費用が増加しており、収入が減っているため新たに中古車販売業を開業し、中古車置場を確保するものです。

農地区分は、第1種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号423号は、業績が伸びたことにより、コンクリートミキサー車の台数が増加し、駐車場が不足してきているため、既存施設の隣地に新たに駐車場用地を確保するものです。

農地区分は、第2種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。事業主の業種はコンクリート製品製造・販売業でございます。

続きまして、申請番号424号は、東海太田川駅西土地区画整理事業地内の産業物流地区の建築工事を請け負っており、仮設事務所及び職員駐車場がないため、事業用地を確保するものです。期間が3年間での一時転用になります。農地区分は、農振農用地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。事業主の業種は土木建築業でございます。

以上です。

(会長)

次に、荒尾地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号391号について、樋委員をお願いします。

(樋委員)

申請番号391号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４２２号、４２３号について、井村委員お願いします。

(井村委員)

申請番号４２２号及び４２３号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号４２４号について、小野委員お願いします。

(小野委員)

申請番号４２４号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第１５号は、許可相当の意見を付して進達することに決定いたしました。

(会 長)

日程６ 議案第１６号「農用地利用計画変更に係る事前協議（除外）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第１６号「農用地利用計画変更等に係る事前協議について」５ページをご説

明させていただきます。

件数は1件で、畑221㎡でございます。

申請番号425号は、現在所有している貸倉庫及び貸車庫が、都市計画道路整備事業により移転することになり、代替地を確保するものでございます。

今回の申出でございますが、農用地区域除外の要件

- ・当該土地を農用地以外の用途で使用することに適当性があり、他の土地で代えることが困難なこと。
- ・地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・除外により当該地域内の農用地の集団化、農作業の効率化等農地の利用に支障がないこと。
- ・除外により、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること。
- ・除外により、当該地域内の農業用水等の農業施設の機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること。
- ・農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年以上が経過した土地であること。

等除外の要件及び県の同意基準いずれも満たしているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号425号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号425号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第 1 6 号は原案のとおり同意いたしました。

(会 長)

日程 7 議案第 1 7 号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第 1 7 号「生産緑地法従事者証明」 6 ページをご説明させていただきます。

件数は 1 件で、畑 1, 2 0 3 m²でございます。

申請番号 4 2 1 号の買取申出理由は、主たる従事者の故障によるもので、故障前は農業に従事していたものでございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第 1 7 号は原案のとおり証明することにいたしました。

(会 長)

日程 8 議案第 1 8 号「農業委員会が所管する東海市規則（一部改正）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第 1 8 号「農業委員会が所管する東海市規則（一部改正）」について説明させていただきます。7 ページをご覧ください。

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」が一部改正されたため、
「東海市農業委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

規則」の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、9ページの新旧対照表のとおり、第8条中「第20条」を「第27条」に改めるもので、告示につきましては、可決後速やかに実施するもの、施行日につきましては、令和7年4月1日でございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり決定されました。

(会 長)

日程9 報告第8号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」から、

日程12 報告第11号「農地法第18条（通知）」までの4件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第8号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」10ページから11ページを説明させていただきます。

件数は3件で、田773㎡、畑6,600㎡、合計7,373㎡です。3件とも、相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はございません。

続きまして、報告第9号「農地法第4条（届出）」12ページを説明させていただきます。

件数は1件で、田368㎡です。転用目的は、住宅建築1件です。

続きまして、報告第10号「農地法第5条（届出）」13ページから16ページを説明させていただきます。

所有権移転が4件、使用貸借による権利の設定が4件、賃借権が2件の合計10

件で、田 47, 598.92 m²、畑 51, 199.20 m²、
合計 98, 798.12 m²です。

転用目的は、住宅用敷地 1 件、住宅建築 6 件、物流施設用地 1 件、物流倉庫 2 件、
でございます。

申請番号 397 号について、先月の全員協議会の届出等受理報告書で、譲受人の
名称が株式会社東海太田川駅西産業街区とあるが、どういう法人なのかという質問
がありました。確認したところ、地権者でつくられた法人ということです。

続きまして、報告第 11 号「農地法第 18 条（通知）」17 ページを説明させてい
たきます。

件数は 2 件で、畑 5, 757 m²です。

2 件とも、借人からの申出によるものです。以上です。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（澤木委員）

申請番号 414 号について、解約の日付が異なっていて理解できない。説明をお
願いしたい。

（事務局）

7 月 4 日に亡くなり、相続が発生したため使用貸借による権利を解約するもので
す。成立が相続発生日で通知日は届出した日付のためずれています。

（会長）

申請番号 404 号について、0.2 m²と農地として使えない大きさだが、このよ
うな届出は対象外とできないのか。

（事務局）

できません。

（樋会長職務代理）

申請番号 407 号について、先ほどの東京の方であると思われるが、他の農地は
どうなっているのか。

（事務局）

他の農地を確認して、来月報告します。

(会 長)

他に御質問、御意見もないようですので、日程 9 報告第 8 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」から、日程 1 2 報告第 1 1 号「農地法第 1 8 条 (通知)」までの 4 件を終了いたします。

(会 長)

日程 1 3 報告第 1 2 号「農地改良 (届出)」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

報告第 1 2 号「農地改良 (届出)」 1 8 ページを説明させていただきます。

件数は 1 件で、田 9 0 9 m²です。

農地改良の内容は、湿田のかさ上げ 1 件です。以上です。

(会 長)

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号 4 1 6 号について、井村委員お願いします。

(井村委員)

申請番号 4 1 6 号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、日程 1 3 報告第 1 2 号「農地改良 (届出)」を終了いたします。

(会 長)

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久野 光洋

署名委員 早川 峰子

署名委員 小島 康嗣